

## 第六十号

## 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に、「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。